

医療費の助成

ひとり親家庭など

母子家庭などの方が病気等 で受診した際の保険適用の診療に限り自己負担額を助成します。(所得制限あり)

対象:母(父)子家庭または祖父母などの養育者家庭 助成期間:児童が満18歳になった日以降の最初の3月31日まで

小児

病気などで受診した際の保険適 用の診療に限り自己負担額を助成 します。

対 象: 0歳から中学校卒業まで

未熟児など

体の発達が未熟なまま生まれ、 入院を必要とする1歳未満の乳児 に対し、その治療に必要な医療費 を助成します。

対象:出生時の体重が2000 g以下など、指定養育医療機関において入院治療が必要な1歳未満の乳児

お子さんの医療 豊の助成、各種手 費の助成、各種手 を必細かく対応し、 を心して子育てが できるようサポー トします。

産後ケア

家族などの援助が受けられず、育児 支援が必要な産後1年未満のお母さん を産後ケア専門家が訪問しサポートし ます。助産師による母乳マッサージな ど授乳相談や沐浴補助などの育児支援 や、産後ドゥーラによる家事・育児の 支援を受けることができます。

はこねっこ手帳 (電子母子手帳)

予防接種の日程や子育ての記録を管理できるスマートフォン用アプリです成長の記録をお母さん、お父さんが共有することができます。



母子モ(ボシモ)で検索! // アプリストアからダウンロード

母子モ

検索

子どものための手当

こんにちは赤ちゃん訪問

自宅への訪問

赤ちゃんが生まれた全ての家庭 に助産師などが訪問し、育児等の 支援をします。

対 **象:**生後4か月になるまでの 赤ちゃんとその家族

妊産婦・未熟児への訪問

妊婦健康診査の結果で指導が必要な方や、出生体重2500g未満など体の発育が未熟なまま生まれた赤ちゃんがいる家庭を対象に、保健師や助産師による訪問指導を行います。

児童扶養手当

18歳未満(障がいがある場合は20歳)の児童がいる母 (父)子家庭などに手当を支給します。

(所得制限あり。また、対象 児童が福祉施設などに入所し ている場合は非該当)

特別児童扶養手当

知能または身体に中程度以上の障がいを持つ児童を監督・保護している父、母または養育している方に対し、手当を支給します。

(所得制限あり。また、対象 児童が福祉施設などに入所し ている場合は非該当)

児童手当

対 象:15歳到達後最初の3月31日までの間にある児童を養育している方 (所得制限あり)

手当額 (月額):

- 3 歳未満 1万5,000円
- 3 歳以上~小学校卒業前 第1子·第2子 1万円 第3子以降 1万5,000円
- 中学生 1万円
- 所得制限額以上の方 5,000円

妊娠や出産など 支援制度です。 今年度から産後 のお母さん向けの の助成制度を新設 の助成制度を新設

はこねっこ誕生祝金

町で出生した第2子以降のお子さんを養育する保護者に交付します。

交付額:第2子 10万円 第3子以降 20万円

不妊症・不育症治療費助成

○一般不妊治療費

助成額:12か月を1期間とし、 一般不妊治療に要した保険診療 外の費用の2分の1(上限5万円)

○不育症治療費

助成額:不育症と診断後、1治療期間に要した治療や検査のうち保険診療外の費用の2分の1(上限30万円)

妊婦健康診査助成

妊婦健康診査(14回分)の費 用を補助券方式で助成します。 補助額:1回目1万円、2回目

以降1回につき7,000円

取扱医療機関: 県内および御殿場市内の医療機関(横浜市、川崎市、横須賀市内で受診する方は事前連絡が必要です。

New

新生児聴覚検査費用助成

新生児の聴覚障害の早期発見 および早期療育を行うために生 後1か月以内に実施された聴覚 検査に要した費用を初回検査1 回分、1万円まで助成します。

New

産婦健康診査費用助成

産後間もないお母さんの心身の回復状態などを把握するため、産後2週間と産後1か月の健康診査費用をそれぞれ1回1万円まで助成します。

妊婦さんを意染から守るため、マスクを配付しています

母子手帳をお渡しする際に、厚生労働省から届いた布製マスクと、町からは使い捨てマスク1箱を合わせて配付します。

妊婦歯科健康診査助成

妊娠中の歯科健康診査(1回分)の費用(2,802円)の一部を 助成します。

自己負担額:500円

(町民税非課税世帯および生活保護世帯は免除)

取扱医療機関:小田原歯科医師会協力医療機関

妊娠~子育てまで なんでもご相談ください 子育て支援課 ☎85-9595

【箱根町子育て世代包括支援センター】

夫婦がお子さんを望んだ時から子育て期までの、からだや心のこと、育児や生活などについて、保健師、社会福祉士、管理栄養士、助産師、保育士など様々な専門職がサポートします。

※ 0 歳~就学前の児童の保護者からの悩み相談などは町立幼児学園・保育園・幼稚園でも受け付けています。

希望する方は、電話で事前に連絡してください。

【はこねっこ相談窓口】

~児童相談-気付いてくださいSOS!~

色々悩みはあるけれど、自分自身のことは自分で相談したい。身近な人だけじゃなく他の人からも話を聞いてみたいという18歳までの方。幅広いご相談に対して一緒に考えます。

また、子育てについて自分自身が不安を抱えているときや、近隣や職場などで、「もしや」と虐待の疑いを持ったり、虐待の事実を発見したりしたときは、迷わず相談・通告してください。

(電話匿名可。秘密厳守)

広報**はこね** 2020.May